

保健福祉部

No. 31

制 度 名	墓地埋葬法第9条に基づく交付金	主管課名 生活衛生課 環境衛生G 問合せ先 029-301-3414		
目的・趣旨	墓地埋葬法第9条に基づき、引取者のない死体の埋火葬を行った場合、その処理に要した費用を負担する			
〔対象団体〕	市町村			
〔対象事業〕	引取者のない死体の埋火葬に要した費用			
〔補助要件等〕	<p>(1) 死亡人の住所、居所もしくは氏名が判明していること。 (2) 引取者がないこと、又は扶養義務者がすべて引取を拒否していること。 (3) 遺留金品を充当しても、葬祭費に足りないこと。 (4) 白骨死体の場合、公告をしても遺族が見つかる可能性がないこと。 (例：工事現場から発見された大腿骨等)</p>			
〔対象経費〕	埋火葬に要した費用。但し、死亡人の遺留金又は遺留金品の売却代金等がある場合はそれを充当し、それを超える額が対象経費となる。			
〔補助限度額等〕	埋火葬に要した費用（葬祭費、火葬、検査、死体保存費用等）はすべて下等実費			
〔経費負担割合〕				
区 分	国	県	市町村	その他
	—	10/10	—	—
〔3年度当初予算額〕 7,280千円	〔3年度補助対象団体〕 申請のあった市町村			
〔備考〕 申請内容を審査のうえ交付する。				